

平成 26 年度守口市特別会計公共下水道事業予算

平成 26 年度守口市の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,232,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 26 年 2 月 24 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|-----------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 1 0 1 |
| | 1 負担金 | 1 0 1 |
| 2 使用料及び手数料 | | 2, 3 7 9, 9 4 9 |
| | 1 使用料 | 2, 3 7 9, 5 3 3 |
| | 2 手数料 | 4 1 6 |
| 3 国庫支出金 | | 3 5 8, 3 0 0 |
| | 1 国庫補助金 | 3 5 8, 3 0 0 |
| 4 財産収入 | | 4 5 4 |
| | 1 財産運用収入 | 1 5 4 |
| | 2 財産売払収入 | 3 0 0 |
| 5 繰入金 | | 1, 3 6 5, 0 0 0 |
| | 1 繰入金 | 1, 3 6 5, 0 0 0 |
| 6 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 7 諸収入 | | 4 5, 6 9 5 |
| | 1 延滞金及び過料 | 1 |
| | 2 市預金利子 | 1 |
| | 3 貸付金元利収入 | 1 0 |
| | 4 雑入 | 4 5, 6 8 3 |
| 8 市債 | | 1, 0 8 2, 5 0 0 |
| | 1 市債 | 1, 0 8 2, 5 0 0 |
| 歳 入 | 合 計 | 5, 2 3 2, 0 0 0 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------|----------|-----------|
| 1 総務費 | | 451,133 |
| | 1 下水道総務費 | 451,133 |
| 2 事業費 | | 3,024,456 |
| | 1 下水道管理費 | 1,470,149 |
| | 2 下水道建設費 | 1,554,307 |
| 3 公債費 | | 1,755,911 |
| | 1 公債費 | 1,755,911 |
| 4 予備費 | | 500 |
| | 1 予備費 | 500 |
| 歳 出 | 合 計 | 5,232,000 |

第2表 債務負担行為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------------|----------|----------|
| 電 子 計 算 機 及 び 事 務 機 器 等 借 上 事 業 | 平成29年度まで | 4,914 千円 |

第3表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 資金区分 | 借入条件 | | | | |
|----------------|---------------|------------|----------|---|-----------|----------|-------------------------------|---|
| | | | | 利率 | 償還期間 | 据置期間 | 償還方法 | その他 |
| 下水道施設整備事業費債 | 千円 970,300 | 普通貸借又は証券発行 | 政府・銀行その他 | %以内 7.0 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び 直し地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率見 直しを行なった後において) | 年以内 30 | 年以内 5 | 半年満年賦元一元元利括 均均等償償償還 償償還 | 市財政その他の都合により、償還期間及び据置期間を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は借換えることができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。 なお、借入先の都合その他により起債前借又は翌年度に繰越して借入れることができる。 |
| 寝屋川北部流域下水道事業費債 | 112,200 | | | | 30 | 5 | | |